

# 五月三日の会通信

12

駒場から.....  
徳島・山本さんを守る会から.....  
9

15. I. 1973

## 公開質問書

学部に対して何の連絡もなく、また、経済学部から同助手に対する連絡をとりえない事実にもとづいて」である、という説明を寄せられましたにとどまりました。

あなたがた、京都大学経済学部長ならびに教官協議会が、経済学部助手竹本信弘君の給与をストップしてから、すでに二ヶ月近くになります。その間、わたしたちは、あなたがたによるこの措置を、研究者および大学の存立の根底にかかる重大な問題性をはらむものと考え、あなたがたが、わたしたちを含む公開の集会の席において、この措置について公式に説明するとともに、論議の展開のなかでよりよい方途を共同で探求されるよう、あなたがたに要請いたしました。なぜならこの問題は、曖昧なまま見過されるべきものではなく、ひろく全学の、ひいては全国の研究者によって、正確に認識され、その認識の基礎にたつて公然と論議されるべきものであるからです。

しかしながらあなたがたは、この「問題の処理が大学自治の根幹にかかわる重大な問題」であることを認めながらも、わたしたちの要請し

た会見を拒否され、非公式に、竹本助手について「給与法上の欠勤の措置」をとるにいたつたのは「長期にわたつて竹本助手から経済

ができません。「長期にわたつて」という「長期」の判断は、常識的判断であり、これをあなたがた自身の（二月に表明された）意志、「研究公務員の権利確保は学問の自由にとつて必須のものであり、問題の影響するところを広く考えねばならない」という意志よりも優先させた理由は何かが、この説明では明らかでありません。ご承知のように、かれとの連絡が断たれていることは、かれの恣意によることではなく、もっぱら、政府・警察・検察およびこれに追随する報道の異常な行動、研究者の思想の弾圧を意図してのデマゴギツシユな行動によるわけであり、この行動への一片の抗議もなく、原因を黙過しつつ結果だけを竹本助手の責任として問うことは、政府・警察・検察およびこれに追随する報道を実質的に援護することにひとしいであります。

問題はこれのみにはとどまりません。かれが無届「勤怠」を認定されたことは、かれにかんして処分の議が起る形式的可能性をうみました。（もしそうなれば、戦前でさえ法制化されなかつた「欠席

# 駒場から

拝啓

春秋の候、ますますご清祥のことと、およろこび申し上げます。

今春の昏迷のなかから、三月二九日付の書簡を添えて「三・一〇暫定総括」をお送り申し上げましてから、その後、大学との関係につき、ご報告もせず、ご無沙汰に打過ぎ、大変失礼いたしました。

以後、東大裁判闘争と解放連統シンボジュウムを進めながら、「一・一九暫定総括」および「三・一〇暫定総括」（注『プロジェクト事務局発行』所載。相模原市すきの町一一〇プロジェクト事務局発行）へのご批判をあらためて三読四読し、この問題につき再考を重ねてまいりましたが、このたび、この冬学期（一九七二年後期）より、別紙のような二演習を開始し、科会、教授会にも出席することにいたしました。

この決定の理由につきましては、すつきりしない点を多々残しており、今後などが総括一再総括を試みてゆきたいと存じますが、さしあたり、左記の五点を、最小限のこととして、みずから確認しております。

(一) 一九六九年三月以降の授業再開拒否、授業拒否は、①「授業再

(二) 他方、拒否戦術一般の「空洞化・傾向に抗する授業拒否の内実化」目標再設定の試みは、解放連統シンボジュウムの試行と並び、第一次東大闘争における大学当局の措置の問題性、および（その背後にある）大学「知識人」「教官」「研究者の視座」「精神」「存在構造の問題性」にかんする分析・論証として、主として裁判闘争を介して進捗し、実践的には「正常化」の正・當化を一定程度阻止してきたが、この試みは、来春一月一七、一八、一九日の、東京地裁判事第四部木梨法廷における——東大裁判一番の最後に位置する——最終弁論において、いちおうの結実をとげる予定である。

(三) 右の「分析・論証」は、けつして「分析し論証するおのれ」を問わない第三者的批判ではなく、いわば、一大学「知識人」「教官」「研究者」としてのわたくし自身の自己否定—自己対象化の試みであり、①それをとおして、また②この間の、教育諸闘争、公害諸闘争、マス・コミ闘争など、広く人民の諸闘争へのかかわりをとおして、今後のわたくしに可能な役割りが、ようやくほの見え、とらえかえされてきた。

(四) それは、東京大学が現に存続し、年々、裁判官、弁護士、官公吏、

企業管理者、技術者、医師、教師、研究者など、種々の「専門家」を養成しつつある現実の状況において、たえず（学内外の、とりわけ被抑圧者からの）告発を受け、「人間の原点」にたちかえり

近代公教育体制の止揚を教育領域における究極目標として堅持しつ、対学生関係、対教官関係を中心とし、対出版社関係などを含む現実の諸関係を具体的に問い合わせながら、「専門職能意識」「専門家」である自己をサムシングとみなし、「非専門家」をナッシングとして差別する、根底的に倒錯した意識傾向——の実践的自己否定をめざし、学生、同僚教官とともに、相互批判を交えながら歩んでゆく、という方向である。教育面についていえば、教官として客観的には権力関係に包摂されつつも、そのなかで最大限それと形成を促し、その現実的 possibility をともに模索してゆくことである。

(五) そのような方向への第一歩として、解放連統シンボジュウムの扩充・強化とともに、演習——来年度からは講義——を開始し、科会、教授会にも出席する。

右は、演習開始にあたっての、文字どおり最小限の自己確認であり、この間の総括の骨格にすぎません。その内容と根柢の詳細、ならびに「一・一九暫定総括」、「三・一〇暫定総括」への自己批判につきましては、来春の最終弁論のうちに、文書にとりまとめてご報告申し上げたいと存じます（そのうちの一部は、「学園闘争以後の知識人状況に寄せて——「専門職能意識」と中央公論社闘争」、

「展望」一二月号所収、に記しております）。

長らくのご無沙汰をお詫びし、今後とも、ご助言、ご批判のほど、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

朝晩やゝ冷氣を感じます今日今頃、くれぐれもご自愛のほど、お祈り申し上げます。

敬具

折原 浩

一〇月三一日

浅野利昭 様

全学一般教育ゼミナール

「主張すること」と「立証すること」

公判傍聴、公判調書、ビラ、文献その他の資料により、第一次東大闘争（一九六八・六九）の事実経過を再現し、そこで提起されていた諸問題を掘り起す。

学生闘争主体の側にあるそうした問題のひとつとして、「主張すること」と「立証すること」との精神態度上のギャップならびにその克服という問題がある。

教官・研究者の問題としては、たとえば「専門職能意識」の問題（折原「学園闘争以後の知識人状況に寄せて——「専門職能意識」と中央公論社闘争」、「展望」一二月号所収、参照）がある。

東大裁判闘争—公判日程

一、安田B グループ 刑事第四部（木梨）	一、東大全共闘編「砦の上にわれらの世界を」、亞紀書房、一九六九年刊。
一〇月三一日（火） PM一時一五分～五時	二、東大闘争討論資料集刊行会編「東大解体の論理」、日本評論社、一九六九年刊。
一一月 六日（月）	三、井上清「東大闘争——その事実と論理」、現代評論社、一九六九年刊。
一一月 七日（火）	四、東大全共闘・駒場共闘編「屈辱の埋葬」、亞紀書房、一九七〇年刊。
一一月一七日（金）	五、東大全共闘編「果てしなき進撃」、三一書房、一九六九年刊。
一一月三〇日（木）	六、東大全共闘・経院闘委「炎で描く変革の論理」、自由国民社、一九六九年刊。
一二月一二日（火）	七、青医連中央書記局編「青医連運動」、日本評論社、一九六九年刊。
一二月一三日（水）予備	八、東大農学部林学科集会編「身分世界への挽歌」、亞紀書房、一九六九年刊。
一二月二三日（金）	九、安藤紀典「大学革命の原理」、合同出版、一九六九年刊。
一月一七日（水） AM一〇時～PM五時	一〇、山本義隆「知性の反乱」、前衛社、一九六九年刊。
一月一八日（木）	一一、柏崎千枝子「太陽と嵐と自由を」、ノーベル書房、一九六九年刊。
一月一九日（金）	一二、東大全学院協・東大闘争記録刊行委編「東大変革への闘い」、労働旬報社、一九六九年刊。

二、文学部闘争 刑事第一三部（西村）	一、加藤一郎「七学部代表団との確認書」の解説、東大出版会、一九六九年刊。
一一月 九日（木） PM一時一五分～五時	二、東大全学院協・東大闘争記録刊行委編「東大変革への闘い」、労働旬報社、一九六九年刊。
一二月 七日（木） AM一〇時～一二時	三、全学連中央執行委員会編「勝利へのスクラム」、新日本出版社、一九六九年刊。
一二月一八日（火） A M一〇時～一二時 鈴木優一証人尋問	四、青医連中央書記局編「青医連運動」、日本評論社、一九六九年刊。
一二月一四日（木） PM一時一五分～五時	五、東大全共闘編「果てしなき進撃」、三一書房、一九六九年刊。
四、渡辺元彦公判 刑事第一七部の二（和田）	六、東大全共闘・経院闘委「炎で描く変革の論理」、自由国民社、一九六九年刊。
一一月二九日（水） AM一〇時～一二時	七、青医連中央書記局編「青医連運動」、日本評論社、一九六九年刊。

三、山本義隆公判 刑事第一三部（西村）	八、東大農学部林学科集会編「身分世界への挽歌」、亞紀書房、一九六九年刊。
一一月一八日（火） A M一〇時～一二時 鈴木優一証人尋問	九、安藤紀典「大学革命の原理」、合同出版、一九六九年刊。
一二月一四日（木） PM一時一五分～五時	一〇、山本義隆「知性の反乱」、前衛社、一九六九年刊。
四、渡辺元彦公判 刑事第一七部の二（和田）	一一、柏崎千枝子「太陽と嵐と自由を」、ノーベル書房、一九六九年刊。
一一月二九日（水） AM一〇時～一二時	一二、東大全学院協・東大闘争記録刊行委編「東大変革への闘い」、労働旬報社、一九六九年刊。

一、安田B グループ 刑事第四部（木梨）	一、安田B グループ 刑事第四部（木梨）
一〇月三一日（火） PM一時一五分～五時	二、東大全共闘編「砦の上にわれらの世界を」、亞紀書房、一九六九年刊。
一一月 六日（月）	三、井上清「東大闘争——その事実と論理」、現代評論社、一九六九年刊。
一一月 七日（火）	四、東大全共闘・駒場共闘編「屈辱の埋葬」、亞紀書房、一九七〇年刊。
一一月一七日（金）	五、東大全共闘編「果てしなき進撃」、三一書房、一九六九年刊。
一一月三〇日（木）	六、東大全共闘・経院闘委「炎で描く変革の論理」、自由国民社、一九六九年刊。
一二月一二日（火）	七、青医連中央書記局編「青医連運動」、日本評論社、一九六九年刊。
一二月一三日（水）予備	八、東大農学部林学科集会編「身分世界への挽歌」、亞紀書房、一九六九年刊。
一二月二三日（金）	九、安藤紀典「大学革命の原理」、合同出版、一九六九年刊。
一月一七日（水） AM一〇時～PM五時	一〇、山本義隆「知性の反乱」、前衛社、一九六九年刊。
一月一八日（木）	一一、柏崎千枝子「太陽と嵐と自由を」、ノーベル書房、一九六九年刊。
一月一九日（金）	一二、東大全学院協・東大闘争記録刊行委編「東大変革への闘い」、労働旬報社、一九六九年刊。

エートス論 (1)

全学一般教育ゼミナール

エートス論

(1)

一九六九年刊。

五、東京大学弘報委員会「資料 一九六八・一〇～一九六九・三」、東大出版会、一九六九年刊。

六、大学改革準備調査会「第一次報告書」、東大出版会、一九六九年刊。

七、東京大学新聞研究所・東大紛争文書研究会編「東大紛争の記録」、日本評論社、一九六九年刊。

八、大河内一男「私の大学論」、東大出版会、一九六八年刊。

九、西村秀夫「教育をたずね——東大闘争のなかで」、筑摩書房、一九七〇年刊。

一〇、折原浩「大学の頽廃の淵にて」、筑摩書房、一九六九年刊。

一一、「人間の復権を求めて」、中央公論社、一九七一年刊。

一二、内藤国夫「東大紛争」、文芸春秋社、一九六九年刊。

一三、國田隆也「東大医学部」、徳間書店、一九六九年刊。

一四、内藤国夫「東大紛争」、文芸春秋社、一九六九年刊。

一五、内藤国夫「東大医学部」、徳間書店、一九六九年刊。

① マックス・ウェーバーの諸論文によりエートス問題の所在につき、理論的照準を定めつつ

② 歴史上の諸変革を担つた人間主体の事例研究、ならびに

③ 任意参加の「実習」をおこない、  
△持続的変革主体の形成条件を探っていく。

(1) について

なぜいまエートス問題を問うのか、なぜウェーバーなのか。

一九六八～六九年、第一次全国学園闘争の問題提起

(1) その深化、たとえば花崎平氏のはあい——「われわれがなぜたかに深化したのか。言葉は、つねに事柄によりそうとはかぎらない。眞実には、われわれは、自分自身がどうしてもがまんができないなかを感じるときには、これはどうしてもゆるせないと思うときに、たたかいはじめのではないだろうか。それは、みかけでは他人の不幸や苦しみであるかもしれない。しかし、自分がたたかおうと思うとき、それはすでに他人事ではなくなつて、自分の事になつてゐるのだ。すくなくともたかうようになるかといえども、かならずしもそうとはかぎらない。そう自覚して事に接すべきだろう。だから、われわれのたたかいの原点は、かならずしも合理的に説明できるものとはかぎらない。また、おなじものを読み、おなじような経験をしたもののが、おなじようにたかうようになるかといえども、かならずしもそうとはかぎらない。しかし、たたかいはじめたもの、そして逆境にあつてもやめないものたちのあいだには、なにか共通な意識のあり方がかたちづくられるようである。それは、いちど味わつたらわされることのできない甘美な味がある。いまのきびしい状況のなかで、そうしたものにおかれないと、理窟がふしきだといえよう。それに革命へ向けてたたかいつけようとするものたちにとつては、おそらく安心立命ということはな

く、天真らんまんにもうこれでたたかいはおわったと、くつろぐときはないだろう。たたかいのもたらすすべての傷やゆがみを身に負いながら、たたかいつづけることのなかにしか、享受すべきものはないであろう。それだからこそ、たたかうものたちには、ある共通な意識、ある共通な倫理的態度がうまれる。それは、こそ真に生きるにあたいする生き方だといえる確認と自信からうまれるものであろう。そういう、自己の生活と闘争の拠点が、自己の内面において再生産されつつたたかわれるたたかいたが、もつとも永続的な、屈服することのないたたかいといえるであろう。

(2) 「人民の『道理』とはなしに——」（「人民の『道理』とはなしに——」、『現代評論』、一九七一年七月号、頁三一と三二）。「力と理性」、『現代評論』、一九七一年刊、頁二三二と二三三。傍線は引用者)

（2）滝沢克己氏のはあい——「……私たちの先ず第一になすべきことは、左顧右眄することなく、一個の大学人として、単純に一人の人間として、彼ら（学生たち）の突き出している問い合わせをまともに受けとめること、その難問の真実の答えを見出し、身をもって実現するため、彼らとともに全力を尽すということのほかにないととなりましよう。

私たちたちは各専門の研究の多忙を理由として、この共同の努力を回避することを許されません。いわゆる「学生対策」としてそれが必要だというのではありません。むしろただ、私たちもまた、学生と同じ総合大学の一員、実存の一個人として、そもそも何に基づいて生きかつてゐるかという、一つの共通の問題をよそにして、「教師」たることはもとより各専門の学究たることもまた、

事実不可能だからです。この一つの根もとにかかわる問いに本当に答えることはおろか、突きつめてそれを問うことさえなしに、私の研究業績、私の知識の所有をただ馬車馬のように追い求めた、その必然の結果が、私たちの学問の蛸壺化と畸形的繁殖、講座や学部や大学の間、大学と社会の間の厚い壁と闇取引——まさに学生たちの言う「競争と対立」、自己内外の「分裂と抑圧」の極に達した現状にはならないからであります。（「私の大学闘争」、三一書房、一九七一年刊、頁五七）では、その「一つの根もと」とはなにか——「真に人間的主体的な人間の生は、人間の主体性がただ単純に無である处、人間の自由・自主的決定が絶対に拒否されている根源的決定に基づいてのみ可能である。しかし、そこでは、またそこからは、自己内外の状況の如何にかかわらず、人の人としての充実した生はかならず、私たち各自にとつて可能である。私の主体性が完全に閉じられている、ただその一点をとおしてのみ、真に主体的な私の生は開かれている、できる。行動にせよ、言葉にせよ、真に人間的な力は、ただ人間が全然無力であるその原点に秘められている真実の創造力の、がんらい「宇宙の微塵」にすぎぬ人間における反映としてのみ、この宇宙のただなかに実現してくることができる。人生・歴史の根底に宿るかの道理に盲い、すべての人に本来自然なこの謙虚さを欠くところに、「中教審」のいわゆる「開かれた大学」のまやかし、これに対しても「大学の自治」を威丈高に強調する「国大協」の、救いがたい低俗さ、滑稽さがあるのだといわなくてはならない。」（「人間の『原点』とは何か」三一書房、一九七〇年刊、頁一八九）「……この私はいかに「他の何ものにも拘束されない」「自由な主体」だといつても、私が「自由な主体」として事実存在するということ自体は、けつして私の」

自由な意志」によつて成つたことではない。私の成立にかんして私はまったく何らの決定権をもたない。この点にかんするかぎり私はそこに置かれている石塊とすこしの異なるところもない一個の物にすぎない。私の「主体性」は、全然主体ではない一個の物の主体にすぎない。この私はいわば、絶対に私ではない真実の主体によつて、この世界のたたなかに呼び起され、招き入れられてその本来の分にふさわしく十分によく見、働き、かつ考へるよう促されているひとりの客にすぎない。主はけつして客ではなく客はけつして主ではない。のみならず、この主客の順序は絶対に逆にできない。しかも、この絶対に不可逆的な区別はすなわち永遠に分つべからざる統一である。この主は一瞬もその客を離れない。この客は、かれがそのことを認めるか否とにかかわらず、事實はけつして、この主をはなれて自己自身としてあること、はたらくことはできない。かれがかれとして成り立つ処、そこはすでに、絶対にそれに先立つて主の在ます処、かれのあらゆるはたらきに先立つてかくれたる主の支配したものである。私がそれの主である「私自身」などといふものはどこにもない。私は絶対に私でない真実の主体に、無条件に従属する客体として、始めてこの私という主体であるにすぎない。そうしてそれで、私には十分すぎるほど十分なのだ。私の人としての自由はそれによつて狭められるどころか、ただそこにだけ、絶対に搖がない基礎と、失われることのない目標と、怠けたり焦つたりすることをまつたく不可能、かつ不必要ならしめる真実の原動力をもつのである。」

（「現代の事としての宗教」、法藏館、一九六九年刊、頁七三）

（四）その滝沢氏のウェーバー批判——「人間の『主体性』（自

己）そのもの』の完全な、絶対に有無を言わさぬ、消滅点即発起点がかれ自身の脚下に実在することを、マックス・ウェーバーは知らなかつた。したがつてまた、人間の「罪そのもの」の戦慄すべき恐ろしさも、またそれが罪穢的には何ら恐るるに足りないことも、ほんとうには知らなかつた。この一点においてかれは依然、「近代」の枠を出でない「ヨーロッパ文化世界の子」であつた。（「私の大学闘争」、頁一六一）はたしてそうか。ウェーバーが、それを知らないにもかかわらず、いつさいの形而上学を斥けた、即事態的な歴史・社会学研究が、滝沢氏の写し出される「人生・歴史の根底に宿るロゴス」を、やはり写し出しているとすれば、それは、そのロゴスの遍在を示す具体的な——われわれにとつてわかりやすい——証しとなろう。

②について  
題材その他は、ゼミナリステン諸君の自由な自發的選択に期待する。たとえば、W・ヒントン、加藤祐三他訳「翻身——ある中国農村の革命の記録」（平凡社、一九七二年刊）を資料に、数千年の封建的圧迫と搾取をくつがえす農民のエーストスを写出すことなど。分析の手法については、折原浩「人間の復権を求めて」、中央公論社、一九七一年刊、図書館にあり、第七、一章などを参照。





どのような経過を経て不許可になつたのか、それが何故へ処分／なつか、また山本さんのへ処分／粉碎闘争とどのように関わるのかについて詳細を知りたい方は左記へお問い合わせ下さい。

徳島市常三島町徳大工学部機械工学科

長谷川正治

資料1

人事院總裁殿 昭和四七年四月三〇日

東京都千代田区霞ヶ関2-1-1-2 徳島市南藏本町2-9-5

加藤方

山本光代

(対昭和四六年十二月十五日付審査請求書)

昭和四六年十一月一日発令の徳島大学学長北村義男氏による、私同学医学部文部教官助手山本光代に対する停職六月の懲戒処分は法規を無視した出鱈目な評議会審査による一方的且強圧的な根拠不明の意図的政治処分である。この処分に対して私はこれら一切のことを開示する場において明らかくすべく昭和四六年十二月十五日人事院に審査請求した。しかし人事院はすでにそれから一三七日を経過した本日昭和四七年四月三〇日至るも、私の請求を受理したのか否かの返答さえよこさない。これは明らかに人事院の単なる業務怠慢などではなく、徳島大学の不正且違法な処分をまさに正当なりと追認するものである。今や人事院は公明正大にして中立、公平である。

c、回答する意志はあるのか？

以上三項目にわたりきたる五月一〇日までに回答なき場合は本件はすでに受理されているものと判断し、なお一月二十五日不備補正完了後九六日もの間何らの行政措置も行わなかつた人事院の行政不作為を行政事件訴訟法に基づき提訴する決意あることをここに表明する。

この郵便物は昭和四七年五月八日 ○○○○号  
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します

徳島郵便局長

④

資料2

人事院總裁殿 昭和四七年五月八日

審査請求書の不備補正について

あなたの昭和四六年十二月十五日付審査請求書について、昭和四七年一月十九日付で別紙写しのような不備補正方を通知したところあなたからすでに二通の書面の提出を受けましたが、その記載内容は、いずれも当院の要求の趣旨に添つたものとは認められません。また、あなたの書面によれば、徳島大学はあなたに対し處分説明書の交付を行なつていなといふことですが、当院の調査によれ

るべき自己の精神を自ら深く踏みにじり、労働者の救済機関と称しながらも一人の労働者を生活窮乏に放置し、思想弾圧を補完するという政治的且国家的犯罪をおかしつゝある。本件事案はすでに審査請求書においてのべた如く当然にも受理すべき緊急案件である以上、一日も早く実質審理へ入るべく努力することが人事院の責務なのである。

すでに私は人事院の、私の請求に対する不作為行為に対し五項目の回答を要求した（昭和四七年三月十八日）のであるが人事院は回答しなかつた。此處に重ねて以下三項目の回答をきたる五月一〇日までに返答するよう要求するものである。

1 a、昭和四六年十二月十六日付の私の審査請求は一体どうなつてているのか？

b、受理したのか、却下したのか、いまだにはつきりしないのはどういうつもりなのか？

c、本日四月三〇日をもつて請求以来一三七日を経過したことを知っているのか？

2 a、昭和四七年一月十九日付人事院からの一月二九日〆切の不備補正命令に対し私は同年一月二五日事務総長あて返答し不備補正した。私の補正はどのように取扱われたのか？

b、〆切り日一月二九日からすでに九二日を経過するもいまだに返答がないのはどういうわけなのか？

3 a、昭和四七年三月十八日私は總裁あて書留便にてこの間の人事院へ沈黙／に對して回答するよう五項目を書き送つたがその書留便はどういうに取扱われたのか？

b、回答要求以来四三日を経過しているのにいまだに回答しないのはどういうつもりなのか？

資料3

人事院總裁殿 昭和四七年五月二七日

審査請求書の不備について

あなたの昭和四六年十二月十五日付審査請求書について、昭和四七年一月十九日付で別紙写しのような不備補正方を通知したところあなたからすでに二通の書面の提出を受けましたが、その記載内容は、いずれも当院の要求の趣旨に添つたものとは認められません。また、あなたの書面によれば、徳島大学はあなたに対し處分説明書の交付を行なつていなといふことですが、当院の調査によれ

一 処分説明書の写し二通を提出すること。  
二 処分説明書中の「処分の理由」に対応する不服の理由を具体的に記載した書面正副二通（記名押印のこと。）を提出すること。

以上



公平一 543

昭和四七年七月一三日

山本光代殿

人事院事務総局公平局首席審理官印

## 審査請求について（通知）

人事院は、あなたの昭和四六年一二月一六日付審査請求につき、昭和四七年五月八日付公平一278により再度にわたる不備補正を命じたところ、あなたから五月二七日付の書面の提出をうけましたが、その記載内容は当院の要求の趣旨にそつたものとは認めがたいばかりでなく、かえって当院の調査結果は事実に反するという趣旨の記載がなされています。

ついては、処分発令日である昭和四六年一月一日以降における大学側のあなたに対する処分説明書の取扱いおよびこれらに対しあなたのとった措置ができるだけ詳細に記載のうえ、処分説明書の写しを提出できない理由を疎明する書面（記名・押印のこと。）を、きたる八月十日までに提出して下さい。

なお、上記書面の提出が期限までになされない場合には、人事院規則13-1第6条により却下されることがあります。

以上

人事院公平局首席審理官殿

昭和四七年八月九日  
徳島市南蔵本町2-19-15

山本光代

I 暑中御見舞申し上げます。お互ひ日本の長い暑い夏ではあります。さて、霞ヶ関からのお手紙、公平543（S四七・七・一三付）を受取りました。

徳島大学が、国公法八九条を乗つ取つて懲戒処分に偽装した処分を私に加えたことから、私がS四六・一二・一五審査請求して以来、三度目のお便りでした。この間審査請求以来、なんと八ヶ月がたっているではありませんか！

この度は前2回（S四七・一・一九日付及びS四七・五・八日付）のように「無い物（処分説明書）を出せ」という無理を引っこめて、「何故、無いのか？」の道理を問うものであつたことは、八ヶ月目に公平局の首席さんが登場して、やや進歩した（？）と言えるかどうか？まずは求説明させて戴きます。

## II 求説明

① 現在私が処分の理由を知らされぬままに処分を加えられていることの経過を疎明する書面を提出すれば、人事院はただちに実質審理に入るのか？すでに何回も徳島大学が処分説明書をへ交付／しないことを述べてきたのに、何故今更、それを疎明する必要があるのか？以上2点について説明して下さい。

② 「何故無いのか？」に関して、私はすでに以下のように、再三述

べてきました。

- ① S四六・一二・一五付審査請求書の添付資料として、S四七・一一・一以降本部人事課が送つて寄越した手紙を添付して大学側のへ交付／がなかつたことを示した。
- ② S四七・一・一九付人事院からの不備補正命令（処分説明書を出せ！）に対して、S四七・一・二五付の私から事務総長さんへのお手紙で、S四六・一一・一以降私と大学側のへ交付／とへ受領／をめぐる怪談について詳しく述べた。
- ③ S四七・四・三〇付私から人事院総裁さんへの「人事院の行政不作為」の指摘と共に、「無いものは無い」ことを述べた。
- ④ S四七・五・八付人事院からの不備補正命令（処分説明書を出せ！）に対して、S四七・五・二七付の私から総裁さんへのお手紙で「ないもの」を「有らしめる」と言うなら、大学側に交付するよう及びS四六・一一・四の偽装へ交付／日を撤回するよう要請した。

以上のように私は「何故無いのか？」の理由とは、「徳島大学がソレをへ交付／しないからである」ことをクドイほど示してきたのに、この八ヶ月間人事院は私を「持たざる者」であるとは認めませんでした。

私はここで、人事院は、上記の私から人事院への文書①～④をどのように取り扱い措置したのか？何故八ヶ月も審理の実質段階に入らずに不作為を続けたのか、その理由、及びそれを疎明する書面を要求します。

以上、①②に関して、来る八月一七日までに記名・押印の上審査請求者山本光代までお送り下さい。

昭和四七年八月九日

徳島市南蔵本町2-19-15

山本光代

III 私が徳島大学から評議会での陳述の機会も与えられず、参考人の陳述の機会も与えられず、処分の理由もわからぬまま、処分を加えられたその处分中に、私が被処分者である故に、私が保証人をしている大学院生の在籍延長が不許可になるという、処分の連鎖反応を受けている中で人事院から「処分説明書の写しを提出できない理由を疎明せよ。」と言われば、この徳島大学といふ崩壊の疾走する情況そのものが、疎明資料なのであります。私から書面などお取りにならなくても、一度徳島大学に来られて、美々しく新建築の増設されていくキャンパスの内部で、死臭が充満しているのを嗅げば納得されることと思います。「秩序」だの「法」だのと口走つていて当局者たちが実際に関心を持っているのは「法」でも「道徳」でも「規範」でもなく、とにかく「支配を貫徹」するための道具としてのそれらでしかありません。現に「国公法」に「被処分者は陳述の機会を与えられる」、「処分者は処分説明書を交付しなければならない」とあつたとしても、彼らは国公法を乗つ取ることはしても法に乗つ取ることは致しません。もともと「法」がその程度の関心しか払われないことは、「憲法」と「自衛隊」の矛盾にはじまり、欠席裁判々決、公安事件被告の長期勾留、数えればきりがありません。私が言いたいのは「人事院さん、徳島大学は違法ぐらい平氣でやりますよ。そういう事態を直視なさい。このような状況に至つてきた歴史性というものを持ておいて、処分説明書一枚の有無をめぐつて被処分者よ、『人事院はあなたの審査請求を却下する』などと恫喝するのはまさに、なぜ私が処分説明書を持たないのか？の疎明資料に人事院みずからなるだけです。」と言うことです。

以下、「何故、私は処分理由のわからぬまま、処分を加えられているか？」に関して、S四七・一一・四からの大学側と私の平行にして且交

わるへ出会い／についてのべます。

S四六年一月四日

(大学側) 路上で、人事課職員が処分説明書が徳島中央郵便局に

△存在△することを口頭で語った。

(私) 郵政省支配下に△存在△する処分説明書の内容を、私が実際に了知することができないからと言つて、陳述権を剥奪された被処分者がバス(またはタクシー)に乗つてソレをとりに行く義務はない。そんな金とヒマがないことを日本国のいかなる法規も私の責めに帰すとはしない。ましてや、私の処分を不当と直感する人の心は、その金とヒマを別のことにしてうよう私に要求してやまない。

S四六年一二月二日

(大学側) 人事課(本部庁舎内)に処分説明書を保管してあることを通知して来た。(これはすでにS四六・一二・一五付審査請求書に添付した。)

(私) 徳島中郵に、本当のところ△存在△していたのか、いなかつたのか、たしかめようもない私は、今まで「本部にあります」と言つて本人が実際に了知できる状態が変更してしまつたらしいので、「ハテ、△交付△とはブルジョア法でなんと定義するや?」と首をひねつた。

S四六年一二月一四日

(私) 混乱する状況を明きらかにするために、私は北村義男

あて「△私△の△処分説明書△の受領について」を送

(大学側) △存在△したと主張される封書はすでに何者かによって開封されたあとだった。  
(私) 建造物不法侵入でバクらせよとの大学側の陰険なワナが本物かどうかも分らなかつた。植松も確認したところ中郵に△存在△したと主張される封書はすでに何者かによって開封されたあとだった。  
(私) 混乱する状況を明きらかにするために、私は北村義男あて「△私△の△処分説明書△の受領について」を送  
◆結論◆  
① 私が現在人事院に処分説明書を提出できない理由は?  
答: 大学側が△交付△しないので、私は所持しないのだ。持たざる者が、無い物を提出する忍術は使えない。  
② 大学側が交付しないことを疎明する資料とは?  
◆結論◆  
① 私が現在人事院に処分説明書を提出できない理由は?  
答: 大学側が△交付△しないので、私は所持しないのだ。持たざる者が、無い物を提出する忍術は使えない。

S四六年一二月一四日

(私) 混乱する状況を明きらかにするために、私は北村義男

あて「△私△の△処分説明書△の受領について」を送

答: 一九六九年徳島大学個別学園闘争以来のすべての状況、及び私の処分から生まれてきた、医学部大学院生除籍問題とそれをめぐる状況。

以上

資料6

公平一755  
昭和四七年九月一九日  
山本 光代殿

人事院事務総局

△審査請求の却下について(通知)

あなたの昭和四六年一二月一五日付審査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

以上

昭和四七年九月一八日

審査請求の却下について

人事院は、徳島大学医学部勤務文部教官山本光代が、昭和四六年一二月一五日付で提出した昭和四六年一二月一日付懲戒停職処分に対する審査請求を、下記の理由により、人事院規則13-1(不利益処分についての不服申立て)第6条の規定に基き却下する。

記

本件審査請求については、審査請求書に処分説明書の写しが添付されてなかつたので、当院は、請求者に対し、昭和四七年一月一

資料8

訴 状

徳島市南蔵本町二丁目九の五 加藤方

原告

山本 光代

東京都千代田区霞ヶ関二丁目一の二

被告

人事院

右代表者総裁

佐藤 定夫

被告

徳島大学長北村義男



（「ペー・シより）  
裁判」をあなたがたは強行することになるわけですが）。したがつ

て、もし「処分」があなたがたの意図するところではないのならば、  
そのことも公式に明らかにされるべきであります。

わたしたちの問い合わせ以上で尽きるものではありませんが、とりあ  
えず、上記の二点にかんして、あなたがたが公然と見解を表明され、  
共同の論議を一步先に進められることを、心からわたしたちは要望  
いたします。

最後に、勝手ながら、ご返答は十二月二日正午までにいただけま  
すよう、緊急のご配慮をお願いしたく思います。

一九七二年一月二二日

大学を告発する・京都大学全学教官連合

京都大学経済学部長 菊山 泉様  
京都大学経済学部教官協議会御中

（付注）この質問書への経済学部長の返答は、教官協議会で検討して「回答できない」とを決めた、というものだった。全学教官連合はその後、二度の公開集会をひらいて、問題の追求を続けようとしている。